

水源環境保全・再生かながわ県民会議の公開等の扱いについて

県の附属機関、協議会等の会議は、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱の規定」により、原則公開としており、同要綱の規定に則り、会議及び会議記録の公開等の取扱いについて、次のとおりとする。

1 会議の公開・非公開

会議は、原則として公開とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、会議に諮って、非公開にすることができる。

- ①神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する事項について審議する場合
(個人に関する情報や特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報等)
- ②会議の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 公開の方法等

別紙傍聴要領のとおり

3 開催予定の公表

会議の開催は、事前に県のホームページで開催予定を公表する。

4 傍聴者への提供資料

傍聴者には、会議当日の資料(大量である場合等、資料を提供することが困難な場合には、協議事項がわかる資料等)を提供する。

5 会議記録

会議記録は、委員の氏名を記載した発言記録とし、事務局が作成する会議録案を出席委員が確認したのち、県のホームページで公開する。

6 専門委員会への準用

水源環境保全・再生かながわ県民会議の公開等の扱いは、専門委員会に準用する。